

新型コロナウイルスへの当面の対応

1. 受注者の感染症対策の徹底

発注者は受注者に対して、以下の感染症対策等を徹底するように依頼する。

- 厚生労働省が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知
- 感染予防策（厚労省のチラシ掲示、手洗い、咳エチケットの励行等）を実施
- 作業従事者等の健康管理に留意（始業時の健康状態報告等）
- 現場見学会等の中止（総合評価のペナルティ対象としない）

2. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に感染の発生を報告する。
- ② 受注者は、当該作業従事者及び濃厚接触者と考えられる者の自宅待機など保健所等の指導に従って適切に対応する。
- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(2) 監督職員に新型コロナウイルスの感染もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 発注者は速やかに感染の発生を受注者に報告する。また、必要に応じて監督員を変更する。
- ② 受注者は、監督職員と濃厚接触したと考えられる者の自宅待機など保健所等の指導に従って適切に対応する。
- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(3) 新型コロナウイルスの感染の影響により資材調達ができなくなった場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に調達困難な資材の状況を報告する。
- ② 発注者は工期内の完了が困難と判断できる場合は、必要な期間の工期延期を行う。
- ③ 現場作業の継続が難しい場合（資材調達のめどが立たない等）は、工事等の一時

中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。

(4) 休校の影響や工事等を県外で実施（工場製作・設計業務等）しており、感染拡大防止等の観点から、工事等の継続が困難となった場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に工事等の継続が困難な状況を報告する。
- ② 工事等の継続が難しい場合は、工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。

3. その他

- 工事の一時中止手続きや増加費用の算定方法等については「工事一時中止に係るガイドライン（案）平成28年10月」、「工事一時中止に係るガイドライン（農業農村整備事業）（案）平成31年3月」による。
- 発注者は、工事の一時中止に伴い受注者から部分払いの請求があった場合には、適切に対応する。
- 新型コロナウイルスの影響により事故繰越の可能性がある場合には、ただちに事業課担当に報告し、対応を協議する。
- 本通知は当面の対応であり、県内で感染者が確認された場合には、対応を変更することもあり得る。